

会 議 記 録

会議名称	令和5年度 杉並区生活安全協議会（第11期）
日 時	令和5年12月22日（金）午後2時57分～午後4時48分
場 所	区役所中棟5階 第3・4委員会室
出席者	<p>委員 A、C、D、F（E代理）、G、I（H代理）、K、L、 M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V</p> <p>区側 環境部長、危機管理室長、環境課長、杉並清掃事務所長、地域安全担当課長、 ごみ減量対策課長、土木管理課長、温暖化対策担当課長、杉並清掃事務所管理係 長、環境課生活環境担当係長、危機管理対策課地域安全担当係長、環境課庶務係 長、環境課庶務係主査</p>
配付資料	<p>次第 席次表 資料1 杉並区生活安全協議会委員名簿（第11期） 資料2 杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及び同施行規則 資料3 区の防犯対策について 資料4 路上喫煙対策について 資料5 杉並区の喫煙ルール 資料6 資源持ち去り対策の実績について 資料7 杉並三署指定重点犯罪認知状況（10月末） 資料8 令和5年中の火災概要 協議資料 会議録の取り扱い等について</p>
会議次第	<p>1 開会 (1) 委員委嘱 (2) 環境部長、危機管理室長挨拶 (3) 委員自己紹介 (4) 区職員自己紹介 (5) 正・副会長の選出 (6) 所掌事務の確認 (7) 会議録の取り扱い等に関する協議</p> <p>2 報告事項 (1) 区からの報告 ① 区の防犯対策について ② 路上喫煙対策について ③ 資源持ち去り対策の実績について (2) 杉並三署指定重点犯罪認知状況（10月末） (3) 令和5年中の火災概要</p> <p>3 閉会</p>

○環境課長 それでは、皆様、本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻前ではございますが、出席なされる予定の方、皆様おそろいでございますので、会議のほうを開催させていただきたいと思っております。

このたびは、当協議会委員へのご就任、誠にありがとうございます。また、本日、年末のお忙しい中、お集まりをいただきまして大変感謝をいたしております。

今回は委員の改選後、初めての協議会でございます。会長、副会長が決まっております。会長を選出するまでの間、事務局でございます私、環境課長の近藤が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速次第に沿いながら進めてまいります。ここから着座にて失礼をいたします。

まず初めに、委員の皆様への委嘱状の伝達でございます。本来ならば、区長からお一人ずつ委嘱状をお渡しするべきところでございますけれども、区長は公務により不在でございます。本日は席上配付とさせていただきます。

皆様の席上でございますでしょうか。

これをもって、委嘱伝達式に代えさせていただきますことをご了承いただければと思います。これから2年間、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、所管部長でございます環境部長及び危機管理室長から一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、小松環境部長よりご挨拶を申し上げます。

○環境部長 皆様、こんにちは。環境部長の小松と申します。

本日は、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

現在、区では、総合計画などの改定案のパブコメを実施してございまして、皆様からいただきましたご意見などの対応について検討しているところでございますが、その中において、私ども環境の分野で申しますと、計画改定案の主な取組といたしましては、ごみの排出時の適正な分別ルールに関する周知ですとか、また食品ロスの削減、そして、プラスチックの使用削減としましては、来年秋からモデル地域でプラスチック使用製品の分別回収の実施に取り組むことなどを掲げてございます。

ごみの削減という点で申しますと、昨年度、区民1人1日当たりのごみ量は451グラム、これは23区で一番少ない区でございます。これもひとえに区民の皆様方のご協力のたまものと感謝しております。

この状況をさらによくしていきたいという思いからも、計画に掲げました取組を含めまして、必要なものを必要な量だけ購入して、繰り返し使って、捨てるときにはリサイクルをしていくと

いった3Rも併せて周知していき、これらの取組でごみの減量を推進してまいりたいと考えております。

今後、年末・年始を迎えるに当たりましては、ごみが増える時期となります。そういった中で、清掃職員も年末・年始の体制で収集に当たってまいりますが、皆様におかれましても、現在行っていただいておりますごみの分別、可燃、不燃、資源、資源の中には瓶、缶、古紙、ペットボトルやプラスチック製容器包装、こういったものがございますが、これらのごみの分別につきまして、今後も引き続き取り組んでいただけたらと思うところです。

特に、昨今では、ロボット掃除機やハンディー扇風機、電子たばこなど、リチウムイオン電池が含まれている製品が増えてまいりまして、この間、何度も発生してはいますが、先般も23区内で収集された粗大ごみの処理を行う中間処理、ここは23区の清掃一部事務組合が管理している粗大ごみの破碎処理施設でございますが、その施設で、リチウムイオン電池などの二次電池による発火があり、火災が発生しておりますので、細かいところもありますけれども、ごみの分別のより一層のご協力をお願い申し上げます。

なお、12月31日から1月3日までは、ごみの収集をお休みしておりますので、そちらのご協力も、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○環境課長 続きまして、寺井危機管理室長、お願いいたします。

○危機管理室長 皆さん、こんにちは。危機管理室長の寺井でございます。

今日ご出席の皆様には、日頃から杉並区の安全・安心、そして環境美化にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。また、杉並区の安全・安心に貢献したいということで応募していただいた公募の委員の皆様、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

この生活安全協議会は平成15年に設置をされまして、今回21年目ということでございます。設置された当初は、犯罪発生件数とその前の5年間から1.6倍になっている状況でした。また、特に杉並区では、1.9倍の率で増えているのが空き巣でございますが、当時空き巣が大変多くなっていました。区民意向調査でも、約9割の方が身近な犯罪に不安を感じるという調査結果が出ていた、そのような時代でございます。

それから20年たちまして、後ほどまた詳しくデータで説明をいたしますけれども、警察署、防犯協会、そして杉並区では、馬橋地区のご近所付き合い広目隊に代表されるような地域の防犯団体、それから町会・自治会、商店会、そして杉並区も連携をして努力をした結果、犯罪の発生件数は当時の5分の1ぐらいに今は落ち着いている状況でございますが、昨年、今年と、実は少し犯罪件数が増えているという状況でございますので、そのあたりは後ほどまたご説明を差し上げたいと思います。

そして、平成16年に、全国に先駆けて杉並区が防犯カメラの設置及び利用に関する条例を制定いたしました。それから20年たちまして、現在ではご承知のとおり、防犯カメラにつきましては、犯罪の抑止、事件、事故の解決に大きな役割を果たしている状況でございます。

杉並区の防犯カメラは、区が設置している街角防犯カメラ、公園防犯カメラ合わせて345台。そして、教育委員会が設置しております通学路の防犯カメラが294台。商店会や町会さんでつけていただいているカメラが805台。そのほか、民間の施設でつけているカメラも合わせますと、区に登録されているものだけで合わせて3,800台の防犯カメラがございます。

その効果につきましては皆様ご承知のとおりかと思いますが、今回、学識経験者として新たに委員をお願いしております東京都立大学のA教授につきましては、法学部の先生で刑法がご専門でありますけれども、防犯カメラ、そしてサイバー犯罪にもお詳しいと伺っておりますので、ぜひそうしたご視点からもご助言等をいただけたら幸いです。

さらに、今年は11月から12月にかけて、高円寺や荻窪で火災が相次ぎました。そのような火災の状況も大変気になるところですので、後ほどまた消防のほうから説明があると思っておりますけれども、火の用心、皆さん気をつけてまいりましょう。

皆様、どうぞよろしくお願ひします。

○環境課長 どうもありがとうございました。

次に、定足数、傍聴人の確認でございます。

本日の委員の出欠状況でございますが、ただいま18名の出席をいただいております。よって、定足数に達しておりますので、本生活安全協議会は有効に成立しています。

なお、傍聴についてですが、現在のところ希望はないと、お申出はないという状況でございます。

続きまして、委員の皆様及び事務局の自己紹介に入りたいと思います。

お手元の席次表、それから資料1、生活安全協議会委員名簿をご参考になさってください。

今期の委員につきましては、20名中9名が再任、11名が新任といった状況でございます。

席次表に従って、順にお名前をお呼びいたしますので、後の進行時間もございますので簡単で結構でございます。自己紹介をよろしくお願ひいたします。

それでは、東側から、A様。

○A委員 都立大学のAでございます。先ほど過分なご紹介をいただきましたけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 次に、杉並環境カウンセラー協議会、B様、所用により本日ご欠席ということでございます。

続きまして、M様。

○M委員 杉並区町会連合会のMでございます。よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、N様。

○N委員 杉並区商店会連合会から出ておりますNです。よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、P様。

○P委員 杉並防犯協会の監事をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、K様。

○K委員 高井戸防犯協会の会長を19年やっておりますKと申します。よろしくどうぞ。

○環境課長 続きまして、杉並防犯協会会長のJ様でございますが、所用により本日は欠席というご連絡をいただいております。

続きまして、L様。

○L委員 Lと申します。初めて委員になって、荻窪防犯協会の会計をしております。よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、G様。

○G委員 杉並消防署の災害対策調整担当課長のGと申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、荻窪消防署、H様でございますが、所用により欠席ということで、本日は代理でI様にご出席いただいております。

○I氏（H委員代理） Hが業務上の関係で出席できませんので、私、Iが代理出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、西側、Q様。

○Q委員 Qです。今は、もう仕事は個人事業主しかやっていませんけれども、いろいろと杉並区の皆さんと議論ができればと思います。よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、R様。

○R委員 初めまして、Rと申します。

この協議会には初めて参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、S様。

○S委員 公募委員のSと申します。5期目でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、T様。

○T委員 Tと申します。私は、地域と学校の連携協働、コミュニティ・スクールの推進ということで、子供たちがこれから将来豊かな杉並区で暮らすために、環境のことをすごく注目している、そんな立場から子供たちを応援したいと思ひまして活動している者です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 続きまして、U様。

○U委員 Uと申します。よろしくお願いいいたします。私は高円寺の阿波おどりの運営のほうを10年以上携わらせていただいております、少しでも何かお役立てできればと思い応募させていただきました。よろしくお願いいいたします。

○環境課長 続きまして、V様。

○V委員 区民公募委員のVと申します。

昨年度までは、図書館協議会委員として区の行政に少し携わらせていただきました。新任ですので慣れないことがあるかと思いますが、よろしくお願いいいたします。

○環境課長 続きまして、O様。

○O委員 杉並区環境衛生協会のOです。よろしくお願いいいたします。

○環境課長 続きまして、C様。

○C委員 杉並警察署の生活安全課長のCと申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○環境課長 続きまして、D様。

○D委員 高井戸警察署の生活安全課長のDと申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○環境課長 続きまして、荻窪警察署のE様でございますけれども、所用により欠席というご連絡をいただいております、本日は代理でF様にご出席いただいております。

○F氏（E委員代理） 荻窪警察署の生活安全課長、課長代理のFと申します。

本日、Eは業務の関係でこちらに来られませんが、代理の私が務めさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

次に、事務局の課長級職員の自己紹介をさせていただきます。

皆様から向かって左側でございます。都市整備部土木管理課長の石森でございます。

○土木管理課長 土木管理課長、石森と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○環境課長 続きまして、危機管理室地域安全担当課長の佐野でございます。

○地域安全担当課長 地域安全担当課長の佐野と申します。よろしくお願いいいたします。

○環境課長 続きまして、環境部ごみ減量対策課長の馬場でございます。

○ごみ減量対策課長 ごみ減量対策課長の馬場と申します。よろしくお願いいいたします。

○環境課長 次に、杉並清掃事務所長の宮崎でございます。

○杉並清掃事務所長 杉並清掃事務所長の宮崎でございます。よろしくお願いいいたします。

○環境課長 環境部温暖化対策担当課長の有坂でございますが、現在別の会議に出席していただき、後ほど参加をさせていただく予定になっています。

最後に、改めまして、環境部環境課長の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、続きまして、会長、副会長の選任を行わせていただければと思います。

会長、副会長につきましては、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及び同施行規則第15条第1項によりまして、委員の互選により選出する規定となっております。また、同条第2項により「会長は、協議会を代表し、会務を総理する。」とありますが、本日、委員の委嘱後初めての協議会でございます、会長が選出されておられません。

そこで、次第、第1、(5)の正・副会長の選出のうち、会長の選出をお願いしたいと思います。委員の皆様から、ご推薦、どなたかご意見はございますでしょうか。

では、N委員、お願いします。

○N委員 学識経験者のA委員にお願いしてはどうでしょうか。

この協議会の目的である区の防犯対策に関連し、防犯カメラやサイバー犯罪のご専門であり、社会活動などの多岐にわたる経験、実績などをお持ちと聞いております。

会長に適任かと思ひまして、推薦させていただきます。

○環境課長 ありがとうございます。

今、N委員から、A委員にお願いしたいとのご推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

○環境課長 では、異議ないということでございますので、A委員、お引き受けをお願いできますでしょうか。

○A委員 はい、ありがとうございます。

凶らずも会長という形でご推薦いただきまして、私自身も新任でございますので、至らぬ点多々あるかと思ひますけれども、委員の皆様方、それから事務局の皆様方のご指導、ご支援を賜りながら職責を全うさせていただければと思います。

謹んでお引き受けさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

それでは、今期は会長をA委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以後の議事進行につきましては、A会長にお願いしたいと思います。

A委員は、恐れ入りますが、会長席へ移動をお願いします。

ありがとうございました。

それでは、進行をA会長にバトンタッチさせていただきたいと思ひます。

A会長、この先、よろしくお願ひいたします。

○A会長 改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

以後、着座にて失礼いたします。

それでは、まず会長のみの選任という形でございますので、最初の私の仕事になりますけれども、副会長の選出ということに移らせていただきたいと思います。

副会長職につきましても、これは会長と同様、委員の互選により選出するという形になっており、互選という形でございますので、どなたか立候補、あるいはご推薦について、ご意見等いただければと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

(「会長一任」という声あり)

○A会長 ありがとうございます。

今、会長一任という形でいただきましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」という声あり)

○A会長 ありがとうございます。

それでは、私からは、杉並環境カウンセラー協議会理事長でいらっしゃいますB委員にお願いできればと思っております。今期3期目という形で、私と違いまして経験豊富でございますし、何よりも環境分野に広く精通されているということで、適任であろうかと思えます。

残念ながら、本日は所用で欠席という形になっておりますけれども、在任中、複数回、当然この協議会は開催されますので、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

(拍手)

○A会長 ありがとうございます。

では、本人ご欠席のところで決めてしまったという形になってしまうんですが、副会長はB委員にお願いすることにしたいと思います。後で事務局から、ご本人に承諾を得ていただければと思います。その結果につきましては、後日、委員の皆様方に通知をさせていただくということをお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

引き続きまして、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例の15条3項に基づく会長の職務代理人という形も決めなければならないと。これは会長があらかじめ指定するという形になっておりますので、今ご推薦をいただきました副会長のB委員を指名させていただきたいと思っております。この点も、先ほどの副会長選任と併せまして、後で事務局からご本人の承諾を得させていただき、結果については、皆様方にご報告をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、皆様方のお手元でございます次第に沿って、次に進んでまいりたいと存じます。

まず、事務局から資料の確認と所掌事務の確認、それから、この生活安全協議会の会議録の取扱い等について協議をさせていただきたいということですので、まずはご説明をお願いいたします。

○環境課長 それでは、まず本日の配付資料のご確認をさせていただければと思います。

まず、次第、それから席次表になります。

続きまして、資料1、第11期杉並区生活安全協議会委員名簿。

それから、資料2、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例及び同施行規則、7ページほどある資料でございます。

それから、資料3、区の防犯対策について、これは5ページ立ての資料でございます。

資料4、路上喫煙対策について。

それから、資料5、杉並区喫煙ルールのパンフレット。

それから、資料6、資源持ち去り対策の実績について。

次に、資料7、杉並三署指定重点犯罪認知状況（10月末）。

それから、資料8、令和5年中の火災概要。

それから、協議資料といたしまして、会議録の取り扱い等についてというA4、1枚の資料でございます。

それから、本日は、このたび杉並区で地球温暖化対策実行計画、こちらを定めております。その概要版をお手元にご配付をさせていただいております。参考にご一読というか、眺めていただければということで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

資料の不足等はありませんでしょうか。よろしいですか。

あと、マイクにつきましては、皆様のお手元に1本ずつ置いてございます。一方で、周波数の関係で、電源を入れっ放しにして同じ周波数帯のマイクが動くと、ハウリングを起こすということでございますので、発言のときはマイクをお使いいただければと思うんですが、発言が終わりましたら電源をオフにさせていただくことを、よろしく願いいたします。

それから、続きまして、所掌事務の確認でございます。

本日は、半数以上の方が初めての委員でいらっしゃいますので、当協議会の所掌事務を確認をさせていただきます。

資料2をご覧くださいければと思います。

こちらが杉並区生活安全及び環境美化に関する条例でございます。

1ページ目の第1条、目的をご覧くださいければと思います。

この条例の目的でございますが、「生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区をつくることを目的とする。」としています。

1ページおめくりをいただきまして、3ページの第13条をご覧くださいと思います。

本協議会は、先ほどご紹介申し上げました第1条に定める目的に資するため、生活安全及び環境美化に関する施策の実施のために、区長の諮問に応じて調査審議するために設置されるものです。また、生活安全及び環境美化に関する事項に関しまして、区長に意見を述べることができるとされていまして、これが当協議会の所掌事務でございます。

本日は、議題にございますとおり、区からは防犯対策、それから路上喫煙対策、資源持ち去り対策につきまして、警察の方からは杉並三署指定重点犯罪認知状況につきまして、それから消防からは令和5年中の火災概要につきまして、それぞれご報告をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。

今までのところにつきましても、皆様方から何かあるかもしれませんが、それは後ほどまとめてということにさせていただきます、次第の1の(7)になるんですけども、会議録の取り扱い等に関する協議ということを先にさせていただければと思います。

こちら事務局から説明をお願いいたします。

○環境課長 では、引き続きよろしく申し上げます。

生活安全協議会の会議録の取り扱い等について、ご説明をさせていただきます。

協議資料、一番最後のページです。A4、ペラ1の右上に「協議資料」と書かれている資料をご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

今般の協議事項につきましては、最近、当委員会のほかの附属機関、いわゆる区の中で、こういった形で区長に諮問、答申をするという附属機関というものがほかにも複数ございますけれども、この附属機関の運営の中で、会議録の取扱い、それから傍聴ルール等に関して議論がなされているものがございます。

その中身につきましては、大きく会議録の扱い、それから傍聴の取扱いがございまして、当協議会においても皆様からご意見を頂戴して、協議会としての意思、対応、これの方向性を定めておく必要があると考えております。

これらの事項につきましては、あくまでも区が決めるものではなく当協議会の意思で決めるものという位置づけでございますので、事務局として課題を提起させていただいて、今般、当協議会での協議をお願いするものということでございます。

資料をご覧くださいと思います。

(1) 協議のポイントといたしまして、まず会議録の氏名表示でございます。

現在、協議会の会議録につきましては、この会議が終わった後に、会議録を設定をしてホームページで公開しています。その中で、委員のお名前につきましては、「A委員」、「B委員」と

表示しています。これは、従来よりの措置でございまして、ほかの審議会と同様に氏名表記を行ってこなかったという状況がございまして。

そのような中、他の審議会の中では、誰の発言か分からない会議録だと、公の会議として区民の理解は得られないのではといった意見がございました。一方で、他方の意見としては、氏名を表記すると自由闊達な発言を阻害されるのではと、こういったご意見も一方ではあったところがございます。

それから、②番の傍聴ルールについてでございますけれども、当協議会は、近年あまり傍聴者ということではなく、これまで独自の傍聴者に対するルール、これは設定してございませんでした。一方で、当協議会と同様の他の審議会では、傍聴者による不規則発言、これなどにより議事が円滑に進まずに、そのような行為があった場合に、それを制止するというルール、これもなくて議事に影響が出るというような課題が散見されるようになってきています。

当協議会においても、傍聴ルールの明確化、これが必要なのかなというふうに考えております。

特に、近年のデジタル技術等の進歩によりまして、動画での同時配信であるとかSNS等へのネットの配信であるとか、特に同時配信を行いたいというようなことで、委員各位の意見表明に影響する部分もあるのかなというところが指摘されておるところでございます。

そこで、事務局としては、記載のとおり、(2)の部分をご覧いただければと思うんですが、今後、委員各位にアンケートを実施をさせていただきたいと思っております。委員各位のご意向を聴取させていただいた上で、次回の協議会、または書面のやり取りで暫定的な取扱いとなろうかとは思いますが、ルールを定めて運用につなげていきたいと考えているところでございます。

それから、(3)の会議録の更新頻度及びホームページの資料データの掲出についてですが、現状、会議録の更新期間につきましては、おおむね3か月ほどで対応しています。一方で、他の審議会の中には、早くて数週間で更新をしているというものもございまして、そういった背景から、なるべく早期に更新させていただきたいと考えております。

事務局も、会議録の作成につきましては、最大限努力をいたしまして工夫をしながらやっていますが、その確認を委員の皆様にしていただく関係もございまして、委員各位の特段のご協力をお願いをしたいというところでございます。

また、これまで協議会の資料につきましては、ホームページ上に掲載をしておりませんでした。今日、お手元にご配付させていただいた資料のことでございます。仮に、この協議会に傍聴があった場合は、紙ベースで資料を渡すものですから、紙ベースで提供するということは、別に非公開でも何でもないということの中で、今後はホームページに掲載することといたしたいと考えております。

ですので、本件は今後、委員各位にアンケートを送付させていただくということ、まずご了承いただきたいということでございます。中身は、今説明した内容を中心に、当協議会の運営に関して必要な事項につきまして、事務局が事務局なりの考えで、皆様に案というか課題を提示し、皆様のお考えを伺うというところです。

そのアンケート結果を踏まえまして、後ほど原案を考えて、暫定のルール、こういったようなところをつくっていききたいなというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○A会長 丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

以上、(6)、(7)という形で、この協議会の進め方というところについて、最初のご説明をいただいたということになろうかと思えます。

特に、(7)のほうは、この協議会だけの問題ではなくて、各所でいろんな同じような問題を抱えているところではございますけれども、あくまでもこの協議会の意思として、どういう方向性で行くかということを決めたいと。

ただ、話の内容も内容なので、この場で急にということもありますので、お手を煩わせる形になりますけれども、アンケート調査をさせていただきたいということを含めて、ご説明いただいたと思います。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等、委員の先生方からございましたら、ぜひお寄せいただければと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

S先生、お願いします。

○S委員 2点ほどありまして、まず1点目で、会議録の氏名表示に関しまして、これはテーマが生活安全とか犯罪抑止とかに関わる内容でもありますので、従前どおり、誰が何を言ったというので、ここで問題になるよりは、今のような形で自由闊達なテーマであることと、そういう安全とか犯罪抑止に関する内容ですので、これは従前のままのほうがいいのかと思います。

2点目で、会議録の更新頻度の件で、こちらの協議会は、たしか速記さんが入ってやられていると承知しておりまして、中には協議会とか懇談会の場合では、職員の方が録音して、それで録音した内容を基に書き起こされるか、要旨としてまとめるか、いわゆる書き起こし機械みたいなものを使って、ある程度テキストで、しかも直されているといったパターンだと思います。

その運用形態は問わないんですが、内容を確認するには、なるべく迅速なほうが、こちらとしてはありがたいと思います。

以上でございます。

○A会長 貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

今のことについて、事務局から何かございますでしょうか。

○環境課長 そういったご意見、これも含めてアンケートをお送りさせていただきますので、その中でいろいろ、るる回答をいただければと思っております。

それから、会議録につきましては、もうなるべく早くというところは我々事務局も思いは一緒でございますので、そこに最大限努力をしていくということで進めてまいりたいと思います。

○A会長 ありがとうございます。

最初にお話ししたとおり、今この場で決めるという話ではないんですけども、一つのご見解として承りたいと思います。ありがとうございます。

お願いします。

○K委員 議事録は、会議録として杉並区のホームページのどこかに今まで出ていたはずですよ。それで、そのときには名前もちゃんと入っていた、全部入っていたわけですよ。今までそういうことがなかったということがここに記載されていますが、過去のこの生活安全協議会の議事録は、杉並区のホームページの中の生活安全協議会と検索すると、出ていたと思いますよ。

ですから、今までなかったというのは、やっぱり間違いではないでしょうかと思います。

○環境課長 今、現状のということで申し上げているんですけども、かなり遡ると、もしかしたらお名前というのは載せていたのかもしれませんが。

それで、そのあたりというのは再度確認を取りますが、基本的に今回アンケートを取るというお話の中で、氏名表示についてはどうしたほうがいいのかというのは、アンケートとして取らせていただくかなと思っております。

○A会長 ありがとうございます。

では、先生方にアンケートのお願いをする際に、もし何か今のことについてございましたら、併せてご説明資料か何かをいただく形で、事務局と委員の先生との間で認識のそごがあるみたいですので、それが何に由来しているのかということがもし分かれば、ぜひご説明いただければと思います。

○S委員 今の会議録の件なのですが、一応こちらも内容をホームページで確認しているんですが、参加者で各委員の個人名は出ています。ただ、議事録で発言された中身に関しては、例えばA委員とかB委員とか、そういう形でランダムに記載されている状況で、それから過去から現在まで、この協議会に限らず、区のいろんな審議会とか協議会の議事録を確認すると、そういう状況で現在運用されているということを申し添えておきます。

○環境課長 実際に、過去のものすごく昔の会議録については、そのような状況もあったのかなと。ただ、現状については、A委員、B委員というような形で表記をさせていただいておりますので、その点についてということでご理解を頂戴できればと思います。

委員の名前を消したほうがいい、消すというか、A委員、B委員に置き換えたほうがいい、また実名で出したほうがいいんじゃないのかというのは、率直な皆様のご意見を頂戴できればというふうに考えております。

○A会長 ありがとうございます。

多分、ウェブの状況は1つですので、どういう形になっているのかというのは、改めて確認をすればよろしいかと思っておりますので、ぜひそういった形でお願いできればと思います。

ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。お願いします。

○Q委員 初めてなので、ちょっと分からないんですけども、傍聴のルールとかのアンケートに先立ってお聞きしておきたいんですけども、条例とかはちゃんと読み込めていないんですが、事務局の役割だとか権限というか、そういったものはどこかに規定されている部分はあるんですか。

○環境課長 あくまでも事務局というのは、附属機関のいろんな対応をさせていただくスタッフでございますので、それについては、事細かなお話については条例、それから規則には規定はしてございません。

○Q委員 全く何も明文化されているものはないということですか。

最近、いろんなガバナンス、コンプライアンスの関係でいろんな規定の中で、民間企業の場合だと、例えば事務局は杉並区環境部長に置くとか、事務局長はとか、事務局としてやる役割、こういう業務をしますとかというふうなものが、記載というか規定しているのがもう通例となっているような時代だと思います。例えば僕が言いたいのは、傍聴のルールとかのときに、不規則発言があったときに、全部会長権限で追い出すというのもきついだろうし、例えば事務局、事務局長名義でそれができるとか、多層的なルールづくりをするためにも、もともとの各皆様の権限というか、役割を明確にしておくほうが、水平垂直でクリアになるんじゃないかなと思ってお聞きしているんです。

○環境課長 この当協議会の事務局というわけではないんですが、そこに係る事務につきましては、今資料がなくて確認が取れないんですが、組織規則の中でもうたっていないかなというところは思います。

ただ、それについても、その権能のところで、傍聴に対する扱いは環境部長にというような形では、いずれもございませんので、今のご意見を踏まえて、ちょっと考えてみたいと思います。

○A会長 ありがとうございます。

よろしいですかね。時間の関係もございますので、引き続きまして、アンケートについては実施をさせていただくということについては、少なくともご承知いただいたかと認識しております。

その上で、今、最後にご指摘いただいたところは条例に関わるような話でもございますので、ここだけで逆に決めることもできないという事項でもあります。とりあえず暫定的な扱いということはこの協議会としては決めさせていただいて、次回以降、それにのっとなって運営をさせていただくという方向でご了承いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。では、アンケートのほう、よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、次第に沿って、次に2番の報告事項、こちらに移ってまいりたいと存じます。

まず初めに、(1) 区からの報告の①区の防犯状況についてというところで、ご報告をお願いできればと思います。

○地域安全担当課長 地域安全担当課長の佐野と申します。

私からは、区の防犯対策についてご報告をさせていただきます。

それでは、お手元の資料3をご覧くださいければと思います。

まず初めに、1項目め、犯罪件数等の推移についてご説明をさせていただきます。

グラフには、平成14年以降の区内の刑法犯認知件数、区に登録をいただいている防犯自主団体の団体数の推移、区が主体となって設置をしております防犯カメラの設置台数を表記させていただいております。

グラフから読み取れますとおり、地域の皆様で構成される防犯自主団体の団体数や防犯カメラの設置数の増加に伴いまして、刑法犯認知件数は右肩下がりで減少をしておりました。しかしながら、先ほどお話もございましたとおり、令和4年については増加に転じておりまして、令和5年についても、本年10月末現在の刑法犯認知件数は2,036件で、前年同期比と比べますと172件の増加となっております。このままのペースで発生をした場合、令和4年を上回る状況となっております。

増加している犯罪につきましては、自転車盗が主で、被害件数については618件、前年同期比プラス149件となっております。区では、この点に配慮をしつつ、今後も様々な施策を通じて、犯罪の減少に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、2項目め、区が前回の協議会以降、取り組んでまいりました主な防犯対策についてご紹介をさせていただきます。

(1) 各種防犯カメラの設置拡充でございます。

区では、従来から設置してまいりました街角防犯カメラを昨年度までに345台、区内に設置をしております。本年度も新たに15台を新設するとともに、来年度以降も年間15台ずつ増設する方向で進めているところでございます。

また、昨年度からは、新たに区内の公園内にも防犯カメラを設置しておりまして、こちらについても本年度も公園の設置を予定しているところでございます。

防犯カメラについては、広く一般の方にもその必要性は認識されているものと思います。区といたしましては、今後も条例に基づきプライバシーとの調和を図りながら、計画的に設置を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、(2) 防犯自主団体の活動支援でございます。

町の安全・安心の要となっている防犯自主団体に対して、区では活動物品の支給や研修会の実施などにより、その支援を行ってございます。本支援は、来年度も引き続き実施していく予定です。

また、裏面の2ページに移りまして、研修会の実施でございますが、例年、区内3警察署の管轄ごとに、防犯自主団体向けに研修会を実施しております。本年も1月にそれぞれの地域において研修会を実施しております。本研修につきましても、その都度、皆様方のご意見を取り入れながら、より効果の高いものとなるように工夫し、今後も実施をしていく予定でございます。

区では、こうした取組を通じて、今後も各団体の皆様に無理のない範囲で活動いただけるよう支援を続けてまいりたいと考えています。

続きまして、(3) 安全パトロール隊による各種防犯活動でございます。

現在、記載の体制で24時間のパトロールを実施しています。今年度も特殊詐欺の被害防止や自転車盗の盗難防止などの呼びかけを行うとともに、警察と連携をいたしまして、特殊詐欺の犯行予兆電話が多発する地域での重点パトロールに取り組んだほか、幼稚園、保育園などにおける不審者対応訓練、防犯相談、防犯診断などを実施しています。

続きまして、(4) 防災・防犯情報メールの配信でございます。

区内の犯罪発生状況につきましては、区内3警察署から情報提供をいただきまして、防災・防犯情報メールとして、土日祝日を除き、毎日配信をしております。

また、子供の安全に関わる不審者情報につきましては、子ども見守り情報として、その都度配信を行っているところです。

なお、本メールにつきましては、警視庁の「メールけいしちょう」と連携をしております、区内3警察署の警察署から「メールけいしちょう」が配信された場合、自動的に本メールで配信をされるような仕組みとなっております。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思います。

特殊詐欺対策でございます。

区内の特殊詐欺被害状況につきましては、お手元のグラフのとおりであり、残念ながら、今年も多数の被害が発生をしている状況です。資料に掲載させていただいた本年の数字は、9月末現

在の数字となりますが、発生件数については74件、前年同期比マイナス42件、被害額約3億5,600万円、前年同期比プラス4,500万円となっております。

区を行っている主な取組についてですが、まず下段の自動通話録音機の設置促進です。

区では、今年度も1,000台を購入し、様々なツールを使って周知を図り、設置促進を図っているところです。また、区役所内には、特殊詐欺に関する24時間対応の電話相談窓口、振り込め詐欺被害ゼロダイヤルを設置いたしまして、本年は現在までに299件の相談を受けております。

その他の取組につきましては、4ページ、5ページに記載をさせていただいているとおりでございますが、安全パトロール隊ニュースや「広報すぎなみ」など、あらゆる機会を通じ特殊詐欺被害防止の呼びかけを行うことで、区内における特殊詐欺被害を減少させるべく、取組を行っているところです。

続きまして、5ページ、(6) 自転車盗難防止対策でございます。

先ほどもお話をさせていただきましたが、増加傾向を示している刑法犯認知件数において、その大半を占めているのが自転車の盗難被害となります。区では、この自転車等の被害を減少させるべく、本年は、より多くの人目に触れ関心を持っていただくために、ポスターやチラシのデザインをリニューアルし区内の駐輪場などに掲載をしたほか、警察署と連携したキャンペーンを実施するなどの取組を行っています。

リニューアルしたチラシ等については、5ページの下段に掲示をさせていただいているところです。

最後に、6ページをご覧ください。と思えます。

本年10月11日から20日までの間に行われた全国地域安全運動期間の前後には、隣接する渋谷区、世田谷区、練馬区、中野区と連携をいたしまして、区境合同パトロールを実施し、多数の方のご参加をいただいております。

その他、主な取組といたしまして、杉並警察署と連携した駅前での痴漢防止キャンペーン、ネット犯罪被害防止のため、警察、東京商工会議所と共催し、サイバーセキュリティ対策の講習会などを実施しているところでございます。

私からの報告は以上となりますが、区では、今後も地域の方々、区内3警察署、防犯協会の皆様と連携して防犯対策を推進することで、犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくりを目指してまいりたいと考えています。

引き続き、委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○A会長 ご報告ありがとうございました。

今年度も最新のところ、可能などころも含めまして、状況についてご報告をいただきました。

ただいまいただいたご報告につきまして、委員の先生方からご意見、あるいはご質問等ございますでしょうか。

お願いいたします。

○K委員 従来の防犯対策活動を超えて、昨今、闇バイトだとか、またはスマホを使って振り込め詐欺をしたり、状況が少し今までと変わってきていると考えられますので、行政としても、そういうITというんですか、インターネットツールを利用したスマホだとかパソコンだとかに対する注意喚起をやっていただければ大変ありがたいと思います。

○A会長 ありがとうございます。

今の件でありますでしょうか。

○地域安全担当課長 ご意見ありがとうございました。

最新の犯罪情勢等を警察からも情報提供いただきながら、そうしたスマホの詐欺であったりとか、そういったものにも目を向けて、これからの予定としては、そういったものに対する注意喚起ができないかというところで検討しているところですので、どうぞよろしく願いをいたします。

○A会長 貴重なご意見ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○S委員 自転車盗の話、5ページの話なのですが、注意喚起が2点、区民の方には広く必要なかなと思ってまして、1点目は、これも侵入盗と同じで、結構、無施錠で駅前ではぽっと買物に行っちゃって、それで戻って来たらないという場合が少なくないと思いますので、そのちゃんと施錠をすとか自転車の駐輪場にきちんと止めるとか、そういったルールとマナーも合わせての防犯対策というのが、まず一つの鍵ではないかなと考えております。

2点目で、今、電動アシスト付きの自転車が増えております。こちらは結構金額が高額です。これが新しいうちは、いわゆる商品として物を盗んでいくパターンと、あとは電池がリチウムイオンの部品価格、もしくは市場価格が高騰しているの、古い自転車の場合は部品を持っていくという2点があるので、ここに関する注意喚起とか声かけといったものが必要かと思います。

また、自転車の登録等もあるかと思えます。警察等と連携して、そういった電動アシスト付き自転車は盗まれるリスクがあるのと電池が問題であるという、その辺を注意喚起を促す必要があるかと思えますが、その辺のお考えをお伺いできればと思います。

○地域安全担当課長 ありがとうございます。

その点につきましては当方も認知をしております、何かできないかというところで、先ほどご報告させていただいたメールなどを使って注意喚起を行っていたり、あとは鍵かけをしていた

だきたいということで、キャンペーンでチェーン錠をお配りしたりとか、そういった活動を続けながら、注意喚起をしてまいりたいと考えています。

○A会長 ありがとうございます。

なかなか新しい手口がいろいろ出てきている中で、どうやって啓発していくのかと、あまり細かく書いちゃうと、それはそれで新しいヒントにもなりかねないというところも、こういう防犯啓発活動の難しいところでもありますけれども、可能な範囲でぜひ引き続きご対応いただければと思う次第です。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

○T委員 この機会なのでちょっと教えていただきたいんですけれども、公園での防犯カメラの活用についてなんですけれども、よく子供たちが公園で遊んでいて変な人に声をかけられたということで、その連絡が入るのは、子供が家庭に帰って、親に言って、そこから学校の先生にということで、時間がたってからの報告になり、そうすると、学校から公園でこういうことがありました、気をつけてくださいとか、教員による巡回が始まるんですけれども、そのタイムロスであるとか、あと公園のカメラがあることによって犯人が特定できたという実績がどのくらいあるのかとか、そのあたりを教えていただいてもいいですか。

○地域安全担当課長 実は、公園に防犯カメラの設置が始まりましたのは昨年度、令和4年度からでございます。これが犯罪捜査に役立ったというような情報、統計等は今のところ私の手元には、申し訳ありませんが、ございません。

ただ、そういった状況もあるということで、防犯カメラの設置につきましては、警察署さんと連携をさせていただいて、周辺の犯罪発生状況とか、あとは周囲の防犯カメラの設置状況を見極めながら順次設置をしていくところでもありますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○A会長 ありがとうございます。

杉並に関しては防犯カメラの登録制度というのもございますし、運用状況については、ある程度把握できる体制が、ほかの自治体さんに比べると整っているのかなというのが私の印象なんです。恐らく、幸い統計として、何か大きな数値が出てくるほどの声かけ事案が起こっているわけではないという意味では、非常にいいことなんです。ですから、それが全く効果がないみたいに見えてしまうというのも、逆に実際それで検挙した事案みたいなものがあつたりしますので、例えばエピソードベースで、こういうことがあつたんですよというところを、何かの機会に区民の皆様方に周知いただくみたいなことがあつたりすると、意識も高まったり、こういうことに対する注意喚起にもなるのかなと思いますので、可能な範囲で、そういったようなこともぜひご検討いただければと、個人的には思います。ありがとうございます。

ほか、よろしゅうございますでしょうか。

最初にご指摘いただきました特殊詐欺の関係も、これは大体、社会問題化したのが……、ごめんなさい。失礼いたしました。

ちょっと視界に入っていないくて、失礼いたしました。どうぞ、お願いいたします。

○U委員 意見とかご質問になるんですけども、(4)番の防災・防犯情報メールの配信といったところで、昨今、地域情報とかでは、杉並区の公式LINEの運用であったりですか、あるいはスマートニュース、ニュースサイトの地域情報での配信というところはあると思うんですか、そういったところの発信というのは今現在されているのでしょうか。

○地域安全担当課長 それは杉並区のLINEとか、そういうものを使っての発信ということでしょうか。

○U委員 はい、さようでございます。

○地域安全担当課長 残念ながら、そちらを使っての発信というのはございませんで、今はあくまでも防災・防犯情報メールというところになっております。

ただ、どういった配信方法が皆様のほうに有効に発信ができるのかというところは、今後も研究を続けながら、できる限り皆さんに情報発信ができるような体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

○U委員 ありがとうございます。

あと、もう一点、よろしいでしょうか。自転車盗に関しては、自宅でが半数以上ということのチラシだと思うんですけども、今、全国のほかの自治体では、家庭に防犯カメラの補助金などをするというようなものもあるかと思うんですが、杉並区では、そういう検討みたいところは進んでいるのでしょうか。

○地域安全担当課長 個別の家庭への防犯カメラ等の補助金については、今のところ特に制度化できるようなものはございません。ただ、そういった状況も踏まえつつ、区として何ができるのかというところは、今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

○U委員 ご教示いただきありがとうございます。

○A会長 ありがとうございます。いずれも貴重なご意見かと伺っておきます。

確かに、意識のある方は、杉並区の防犯を呼びかけるようなアカウントに登録して下さったりしているわけなので、そういったような方は問題なくて、そうでない人にかかりにリーチさせるかというのはなかなか悩ましい問題でありますけれども、ぜひ引き続きご検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほかに、お願いいたします。

○K委員 最近、電動スクーターとか無免許で乗れるとか、その辺のマナーが相当悪いわけですね。昨日の新聞等によって、警察庁は罰金制度を取り入れると出ていましたが、杉並区として、

例えばたばこのポイ捨てに対して罰金を取っているわけですよね。ですから、電動スクーターとかそういうもので、もっといけないのは、交番の前だけこいだふりをして、まるっきりの電動自転車というのも相当あるわけです。

この辺の取締りは警察になるんじゃないかと思いますが、見ていると、全然逆方向を電動スクーターで走るとか、環七のそばなんですけど、要するに逆走するわけですね。それだとか、宅配の自転車が、結局信号なんかは守らないですよね。方南町の交差点で信号待ちしていると、歩道に上がって、すぐそのまま赤でも、直進はできませんけれども、歩道が青だったらそのまま、さあっと行っちゃうとか、非常に重大な事故につながるような違反を私は過去五、六年前ですか、交通安全協議会でも要望したんです。区として、重大な違反に対して罰金を取るとか、注意喚起をするような要因をそろえていただけないかということをお願いしたんですが、新しい電動スクーターというものが出てきた今日、区として、そういう取締り、注意喚起をする対策があるのかないのかをお聞きしたいと思います。

○A会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○地域安全担当課長 ご指摘ありがとうございます。

実は、交通安全対策等につきましては、私の所管外というところなので細かなご説明等はできないところがございますが、ただ、交通安全運動期間とか当課のパトロール隊等も連携をして注意喚起等を行っているところでございます。

そういったご意見をいただいたということ、所管課にはご連絡をさせていただきたいと考えています。

○A会長 よろしいでしょうか。

○K委員 以前に、自転車に杉並区の「なみすけ」をデザインしたようなカッコいいナンバープレートを作って、みんなが欲しがるようにして、500円でもいいから払って、そういうナンバープレートをつけるようにしたらいかがですかということも昔提案したんですが、やはり電動スクーターでもナンバーがついているものはいいですけれども、ナンバーがついていないのは、ばんとぶつかって年寄りが転んでもそのまま行っちゃうわけですよね。自転車もそうです。買物帰りのおばあさんが自転車に後ろからぶつけられて、けがしたけれども、さあっと行っちゃったからどこの誰だか分からないというようなこともお聞きしますので、相手が識別できるような方法を取ればいいんじゃないかなと思いますが、なかなか難しいと思います。

よろしくをお願いします。

○A会長 ありがとうございます。

幾つかの道路交通法に関わる問題でもありますので、そうしますと、区としての取組としては一定の限界はあろうかと思えます。それは警察署との連携という形でご対応いただく話になるかと思えますけれども、ただ、注意喚起という形に関しては、地域防犯活動の一環でもございますので、そういったような文脈の中で、引き続き取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

大体、今の防犯対策のところは、時間の関係もございますのでこのぐらいにさせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

引き続きまして、②路上喫煙対策について、環境課からご報告をお願いいたします。

○環境課長 それでは、私からの路上喫煙対策についてご報告をさせていただきます。

使う資料は4、5でございます。

まず資料5のカラー刷りをご覧くださいければと思います。

こちらが杉並区の喫煙ルールというところで、表面に区内全域で歩きたばこポイ捨てを禁止しているというところでございます。

資料をお開きいただきますと、区内6地域の地図がございまして、赤で表示してある部分、こちらを路上禁煙地区といたしまして、条例11条に指定をいたしまして、道路上で喫煙する行為、それから道路上に吸い殻を捨てる行為、これを禁止しております。

そのため、路上禁煙地区以外では、屋外で立ち止まって喫煙する行為は禁止されておませんが、健康増進法、それから東京都の条例、こちらによりまして、周囲の人にたばこの煙を吸わせないような配慮、これが義務づけられているという状況でございます。

それでは、恐縮でございます。資料4にお戻りをいただければと思います。

表面でございまして、路上禁煙地区内の指導実績、それから歩きたばこの調査、吸い殻調査の結果を掲載してございます。この中で、指導実績の数値につきましては、令和2年度、3年度、4年度と年を追うごとに増えてきている状況が見受けられますけれども、これはコロナの影響が少なくなって経済活動が活発化したり、それから区民が外で活動するようになったこと、さらには喫煙所のはみ出し喫煙、これに対する指導を重点的に行ったというようなことが増加の主な原因と考えられるところでございます。

なお、こちらの数値は、過去の数値を参考に申し上げますと、調査を開始した平成22年度、こちらは3,969件ございました。それが平成28年度に1,184件、それから平成29年度は865、平成30年度は661、令和元年度は553というようなところまで減少して、令和2年度、こちらは489件まで減少しましたが、その後、先ほど申し上げたような理由により若干増加する傾向にございまして、改めて啓発を強化する、指導を強化するというようなことがあろうかと考えてございます。

裏面をご覧くださいければと思います。

3番の傾向と取組でございますが、①喫煙マナーの傾向といたしましては、先ほどご紹介申し上げたとおり、件数の傾向から喫煙ルールの区民への浸透、こちらについては、始めた平成22年度、それからしばらく期間がたっておりますが、着実に浸透しているのかなというふうに考えています。

一方、最近の傾向でございますが、改正健康増進法、それから受動喫煙防止条例、これらなどによりまして原則屋内禁煙となったことから、飲食店の利用者等の店先での喫煙、これに苦情が寄せられるようになりまして、この傾向は昨年度同様、コロナ禍においても続いているというような状況でございます。

このような苦情に対しまして、訪問した上で灰皿の敷地内設置の厳守、また、特に喫煙者が多い時間帯の指導強化、ポイ捨てや歩きたばこをしないよう区の喫煙ルールの徹底を呼びかけているところでございます。

次に、②の公衆喫煙場所についてでございますけれども、これまで駅前広場、それから公園等区立施設に計15か所の公衆喫煙場所の整備を行っております。令和2年度は事業者に助成を行って、民間の公衆喫煙場所（屋内）を1か所整備しています。

令和3年度以降、新設には至っておりませんが、今、場所ははっきり申し上げられませんが、民間で喫煙所を整備するというようなお話が私どもに入っているという状況でございます。

区に寄せられる受動喫煙の要望につきましては、その多くがパーティション型のもので煙が漏れちゃうだろうというものが大半でございます。区は、杉並区受動喫煙防止対策推進方針の下に、引き続き公衆喫煙場所の完全分煙化への移行、それらの検討を進めまして、民間事業者が設置する公衆喫煙場所の確保と併せて分煙化の徹底、こちらを推進していきます。

最後に、4番の路上禁煙地区についてでございますが、区は、通行者が多く歩きたばこなどが非常に危険なJR駅周辺などの6地区を現状指定し、重点的に巡回パトロールを実施して喫煙ルールの浸透、マナーの向上に努めてきているところでございます。引き続き、現在の6地区の指定を継続していきたいと考えています。

報告は以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。

これもなかなか悩ましい問題で、その中でもいろいろとご対応いただいていることかと存じます。

ただいいただきましたご報告について、委員の先生方から何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○S委員 度々申し訳ありません。

こちらは、路上喫煙で4年度の高円寺とか荻窪が、指導実績ということで大分件数が増えている状況にあるわけですね。その反面で、コロナ禍の影響もあって駅前の喫煙所が減っている傾向にもあります。結局、トータルの喫煙者は減ってはいるんですが、逆にヘビーユーザーの方が増えているといった現象があって、それで飲食店の前で喫煙するといった事例が増えています。

たばこメーカーとたばこ屋さんがよく協働で、例えば民間の喫煙所を増やしたり、ある大手のたばこメーカーでは、いわゆる自社のアプリで喫煙所の案内を行ったりとか、そういった取組もしているわけですね。

喫煙所が減っている中で、こちらにありますよといった指導も大事だと思うんですけども、そういった案内も、公民一体の公民連携で進めていったほうがいいかと思うのですが、その辺のお考えもお伺いできましたらと思います。

○環境課長 ご指摘のとおり、たばこの事業者さんが提供しているアプリ、そこは公衆喫煙所につきましてデータを載せている状況がございます。

その中で、今ご指摘にありました荻窪、それから高円寺で、指導実績が増えている理由の一つが、やはり喫煙所内からのはみ出しで喫煙をしている方への対策強化と、それを行ったがゆえに指導の件数が増えたというようなところは、ご理解を頂戴できればと思います。

健康増進法、それから分煙を徹底していくという意味からも、喫煙所内でしっかりとたばこを吸ってくださいと、はみ出さないでくださいというような指導は、これまでもずっと強化をして行ってきましたが、荻窪南口の喫煙所に関しましては、結構その苦情というのが多かったものですから、そこはもう重点的に対応を行った背景の中で、件数が増えたというところでご理解を頂戴できればと思います。

あとは、先ほど私の説明の中で申し上げましたけれども、そもそも受動喫煙にならないければあまり苦情という形にはならないという中で、隣接する他の自治体、他の区では完全分煙型の、いわゆるコンテナ型の喫煙所の整備を進めております。

当区においても、その設置ができないかと、今般の実行計画の改定の中でその研究を進め、行く行くはそういった形にシフトしていくことを考えておきまして、今現在その検討、それから準備を行っているところでございます。

○A会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、よろしく申し上げます。

○V委員 ご質問なんですけれども、民間で今後整備予定というお話がさつきあったかと思うんですけれども、設置するに当たって、非喫煙者の方とかだと、近くにできると嫌だみたいな意見

が出そうだなとちょっと思ったんですけども、区民の方から、そういった設置はここにしない
でほしいみたいな、そういった、もめごとみたいなことはあるんですか。

○環境課長 当区において、民間事業者が設置をする喫煙所に対して助成を行っているんですけども、その実績が阿佐谷の1件しか今はないんですね。今、私のところに2件ほどお話が入ってきてございまして、そのいずれも近隣商業地域、それも飲み屋さん街というところの中で、仮に喫煙所ができたとしても、それは完全密閉型の形なので、あまりそういう区民からのクレームと
いったところにはつながらないのかなと考えております。

○V委員 ありがとうございます。

○A会長 ありがとうございました。

これも引き続き可能な範囲でのご対応ということで取り組んでいच्छるということで、ご
理解いただければと思います。

お願いします。

○Q委員 ここにも、「加熱式たばこもルールの対象となります」と1行書いてあるんですけども、公明正大なというか、たばこを吸われる方の立場にも立って考えたら、加熱式たばこの場
合は、この「歩きたばこはなぜ禁止なの？」と書いてあるところのやけどであるとか服を焦が
すとかというリスクは、実際ゼロなんですよ。

ただ、加熱式たばこは歴史も短いし、市民権を得るのには難しいのかもしれないけれども、管
理するほうからしても、ダブルスタンダードにするといろいろとあるとは思いますが、やっぱ
り吸われている立場に立てば、二重で管理をするということもぜひ検討されるほうがよろしいん
じゃないかと。

なぜならば、これ1行で「加熱式たばこも含まれます」というと、若い人たちは、もうこれで
白けちゃうんですよ。なあに言っているんだと、書いてあることは全然当たっていないじゃな
いかということもあると思うんですけども、いかがでしょうか。

○環境課長 今現状、我々も加熱式たばこについては、継続的にいろいろな研究を行っておりま
す。そういった中で、加熱式たばこでも煙が出ると。それから今、せっかく区内全域で歩きたば
こが減少している、ポイ捨ても減少しているという状況の中で、これはいいよというのは今の段
階で、しかも健康増進法で分煙を徹底しましょうと言っている中で、そこをオーケーにするとい
うのは、今の段階では厳しいかなとは、我々も正直考えているところでございます。

○A会長 ありがとうございました。

引き続きの検討事項としてご指摘いただいたということかと思えます。よろしくお願いいたし
ます。

時間の関係もございます。これについて、路上喫煙地区の見開きのものがございますけれども、指定の見直し等々に関しましては、事務局からのご報告いただいたとおり、現在の6か所を引き続き継続するという方向でよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」という声あり)

○A会長 よろしいですか。承りました。

では、これについては、継続ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

引き続きまして、今度は3番、資源持ち去り対策の実績についてということで、清掃事務所からお願いいたします。

○杉並清掃事務所長 清掃事務所長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

資料6をご用意ください。私から資源持ち去り対策の実績についてご報告申し上げます。

まず最初に、1つ目のところで、パトロール体制及び実施状況についてというところでございます。

(1) をご覧いただきまして、実際のパトロール体制としては、当然ですけれども区内全域を対象とさせていただき、清掃事務所の職員2名が「資源持ち去りパトロール中」という表示をした車両を使いまして、パトロールを実施してございます。

実施状況につきましては、(2) 番、表にしていますけれども、3年度、4年度、5年度の数字を記載してございまして、3年度、4年度につきましては若干コロナの影響もありまして、人員体制等のこともあり、パトロール自体を制限していた時期もございまして、数字が5年度と比較して少し低めになっております。なお、5年度は11月末日現在の数字でございまして、まだこの後、伸びる状況になっています。

次に、2の資源持ち去りの現状でございまして、特に新聞に関しては、ここ数年のデジタル化の進展等で新聞の購読者は減少しております。これによって、古紙資源の量も減少していて、その後に当然持ち去り行為自体の減少傾向にあるというふうに分しているところでございます。

ただ、そうは申しましても、全てなくなっているわけではございません。また、区民の方々からの通報も実際にいただいております。いただきました情報を基に、該当する地区を重点的に現在も監視のパトロールを実施させていただいているというところでございます。

また、最後の段落でございまして、区が委託しております回収業者による早朝からの資源回収です。これは通常の収集とはまた別に早朝から回収を行いまして、こういった対策も併せて、持ち去りの対策を現在も継続しているというところでございます。

簡単ではございますけれども、私からは以上でございまして。

○A会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、先生方からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

こちらに関しては、よろしゅうございますか。

引き続き対策をお願いできればと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、関係行政機関からの報告という形で、まず初めに(2) 杉並三署指定重点犯罪認知状況(10月末)というところで、各警察署からご報告をいただければと思います。

これは、まず杉並警察署の方からですかね。

○F氏(E委員代理) 警察からは、3署取りまとめて荻窪警察署から発表という形とさせていただきたいと思います。前回は高井戸署の生活安全課長からご報告がありまして、今年は荻窪署からということで、まとめて発表させていただきます。

まず、年末・年始の特別警戒なんですけれども、今年最後の年金支給日である12月15日から年明け1月3日まで、都内全域で特別警戒を実施しております。

また、年末にかけましては、人はいろいろな意味で生産すると言われておりまして、それが街頭犯罪の増加と関係があるかどうかは定かではありませんけれども、この時期におきましては、街頭犯罪、特殊詐欺、あるいは盛り場対策というところをしっかりと強化しなさいということで、警視総監から下命を受けているところでございます。

5月に新型コロナウイルス感染症が5類型に移行してから、まちの人々の活動がすっかりコロナ禍以前に戻って、あと、海外からの旅行者の方も増えまして、去年までとは桁違いにお酒絡みの110番件数が増えているというのが実際に警察署で勤務して感じるところでございます。そこで、3警察署とも年末・年始にかけて警戒を強化しております。

次に、資料7をご覧くださいませ。

このA3サイズの横長の杉並三署指定重点犯罪認知状況(10月末)というものでございます。

杉並区内警察署のそれぞれの指定重点犯罪についてですが、侵入窃盗については、3署とも本当にざっくりですが、おおむね20件前後で推移していて、その他、強盗、性犯罪、自動車盗、子供に対する犯罪につきましては、どの署も1桁台の発生で抑えているところでございます。

今年の情勢で、ここで特にご報告申し上げるべきは、特殊詐欺被害の発生が3署とも抑止できたのかなというところでございます。この資料に記載されておりますとおり、3署とも昨年の認知件数を本年は大きく下回った結果になっております。

昨年は、杉並区は、都内でも上から数えて4番目に特殊詐欺の被害が多かったんですけれども、今年はどうかというところ、10月末の時点では上から10番目、さらに先日、手集計で11月末のところを数えてみたんですけれども、11月末になったら、さらに上から数えて11番目に位置づけていま

して、この順位を見てもお分かりのとおり、本年に入って杉並区内3署の特殊詐欺の抑止対策というのが、ついに効果が出てきたのかなと思います。

この認知件数減少には、無人ATMコーナーにおける警察官による固定警戒の実施、アポ電が地域に入った場合には、配備をかけて署員一丸となって管内の警戒を実施するなどしてきたことも一因だと思いますけれども、これ以上に貢献してくださったのが、まちの方々だと思います。

警視庁本部が令和3年から提唱している「ストップ！ATMでの携帯電話」運動というのが浸透して、携帯電話で通話しながらATMを操作する人に周囲の人が声をかけていただいて、還付金詐欺の未然防止に至ったケースが目立つようになっております。これもひとえに、私も警察の願いを快く聞き入れてくださった、まちの皆様方のご協力のたまものでございます。

少し話がそれるかもしれませんが、ここで管内の住民の方と警察との連携で特殊詐欺犯人の検挙に至った事例が1つありますので、紹介させていただきます。荻窪署の話で恐縮なんですけれども、お付き合いください。

本年6月のことでございまして、まず最初に、管内に特殊詐欺犯人からのアポ電が何件もかかってきていて、荻窪署では、アポ電が入電している地区を中心に配備を敷いて警戒していました。それとほぼ同じ時間に、アポ電が入っていた地区とは全然違う場所に、とある一軒家がございまして、そこへ1台のタクシーが止まって、若い男が降りて、その高齢者のお宅を訪問するというのをお隣さんが見ていました。

高齢者と若い男のやり取りが気になったお隣さんが、男が乗ってきたタクシーでいなくなった後に、お隣さんが高齢者の方に尋ねたら、高齢者の方が「さっきの男にキャッシュカードを渡した」ということだったので、それを聞いたお隣さんは、これはもう詐欺にだまされたんだとすぐに気づいていただいて、110番通報していただきました。

通報のときに、若い男の特徴や乗っていたタクシーの特徴をととても細かく伝えてくれまして、それを受けた荻窪署の指令台が、その特徴と、さらに加えてタクシーでその男が駅に向かう可能性が高いぞということで配備中の警察官に指示を出していたところへ、荻窪の駅前にその手配にそっくりなタクシーがやってきたんです。

それを見つけた交番の勤務員と、あと警戒中であった交通課の白バイの乗務員がすぐにそのタクシーを止めてくれて、後部座席をのぞいたら、そこには手配にそっくりな人物が乗車しておりました。警察官は、すぐにパトカーを要請して男を警察署へ同行、その後、捜査を経て、受け子であるその男を逮捕することができました。

この逮捕劇は、通報してくださったお隣さん、現場に指示を出した指令台、指示を聞いて的確に動いた現場の警察官のうち、誰か一人欠けても成し得なかったと思います。全員の絶妙なパス

がつながったからこそその結果だと思っております。この件を受けて、改めてまちの方々と警察の連携の大切さというのを身にしみたく次第でございます。

次に、このところ多い詐欺の手口についても説明させていただきたいと思っております。

最近では、インターネットを閲覧しているときに、突然パソコンからけたたましい警告音が発せられて、「ウイルス警告、トロイの木馬」などと書かれたウインドーが次々と開いて、連絡先として書かれた電話番号に焦ってかけると、マイクロソフト社の社員を名乗る、日本語が大分片言の人間が対応して「新しいセキュリティソフトを購入してください」というふうに言われてだまされてしまうという、これはサポート詐欺というんですけれども、このサポート詐欺の被害が大変多く発生しています。

このサポート詐欺では、犯人に電子マネーカードを買って番号を知らせるように仕向けられます。このため、多くの被害者がコンビニエンスストアへ行って、5万円とか10万円といった高額な電子マネーカードを購入しようとしています。

実際、この手口で本当に多くの方が被害に遭ってはいるんですけれども、その一方で、多くのコンビニエンスストアの店員さんが、ちょっとおかしいなと思って警察に通報してくださったことで、こちらも多くをサポート詐欺の被害を水際で阻止していただいているんです。

杉並区内3署では、これからも皆様のご協力をいただきながら、特殊詐欺の発生を防止していきたいと思っております。

ここで、資料7に戻らせていただきます。

特殊詐欺は下がっているし、その他の指定犯罪も少ない。なのに、どうして刑法犯の認知件数はみんなプラスなんだろうかと不思議に思うかもしれません。杉並区内では、実は特殊詐欺のほかにも、もう一つ多い被害がございます、何となく分かっていらっしゃると思いますけれども、先ほど話題に出た自転車盗でございます。

新型コロナが猛威を振るっていた頃は大幅減っていたんですけれども、やはり5類型に移行して人出が戻ってからは、また以前の水準に戻りつつあります。ただ、自転車を盗まれた方の半分以上が、鍵をかけていなかったということが分かっております。

そこで、皆様にお願いです。自転車を止めたらず必ず鍵をかけていただきたいと思います。よくお店の機械式駐輪場なんかには自転車を止めるときに、機械式のほうの機械のロックをかけて自分の自転車のロックはかけないという方がいらっしゃるんですけれども、実は、精算機に駐輪場所の番号を入力しただけで、誰でもロック解除ができてしまうという場合もありますので、こういった場所に自転車を止める場合にでも、ご自身の自転車の鍵もしっかりかけていただきたいと思います。

あと、「いや、私は鍵をかけていたのに盗まれてしまいました」という、そういうケースもございます。この場合、中には、自転車にダイヤル錠をかけていたという方が多くて、鍵をかけてはいたんですけども、番号の下1桁のダイヤルを1個ずらしてかけていましたよという方が目立ちました。これでは、ちょっといじっただけでロックが解除される可能性が大きいので、ご面倒でも、他人が解除できない程度にダイヤルを動かしてロックしていただきたいと思います。

最後になりますが、情報発信の関係です。

警察では、旧ツイッターのXやユーチューブ、また「メールけいしちょう」などのメディアを使った様々な情報発信を行っております。また、防犯アプリ「Digi Police」では、痴漢予防機能や防犯ブザー機能を備え、またマップ上に「メールけいしちょう」で配信した犯罪発生状況を反映させるなど、様々な防犯対策を提供しておりますので、ご活用していただけたらと思います。

これからも、これらのメディアを活用して最大限に情報発信を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

警察からは以上になります。

○A会長 ありがとうございます。

管内の犯罪状況につきまして、大変に丁寧なご説明をいただいたかと思っております。ありがとうございました。

ただいまの点につきまして、委員の先生方から何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。お願いします。

○S委員 大変分かりやすいご説明ありがとうございます。

特殊詐欺に関する話を私も体験談を含めてしようと思っております。

今年なんですけど、資料3の動向を見ますと、3ページですが、件数は減ってはいるんですけども、被害金額が多いので、1件当たりの金額というのは大分大きいのかなとは認識しています。

実際、私も何度か今年になって体験したんですけど、いわゆる区内、区外問わずに銀行のATMに私服警官の方であったり、制服の警官の方がいらっしゃったり、あと何度か電話でも、いわゆる警視庁からのコールセンターで、今この地域の特殊詐欺が増えていて注意喚起を促すといった電話を3回ぐらい取っております。そういった効果は、確かに抑止力としてはあるのかなと思います。

ただ、これはあくまでも未然に防ぐことと地域で捕まえるのは、結局、出し子、受け子を捕まえるということで、根絶までには至っていないんですね。現状対策として何が大事なのかは、自分も最近、親が高齢になってきて判断が落ちてきて、いわゆる老いに伴う症状が出始めてきているので、体験した話で犯罪抑止するポイントとしてあるのは2つあって、1つ目は、判断力が落ちてキャッシュカードを渡してしまうとか、お金の管理が以前ほどできなくなってしまうとかがあ

りますので、まずは家計を家庭で管理して、あまり大金を一気に使うという機会を、我が家では極力控えるようにはしています。

2点目で、老いの初期症状として物取られ妄想というのがあって、「あなたは私のお金を取ったでしょう」みたいな症状がいつとき出て、それでいろいろ関係機関とかケアマネの方とかに相談したんですが、そこまでは手探りの段階で、実際に警察の生活安全課の方に、そういった症状が出てどうしたものですかという話を相談して、内容を記録に残してもらったのも1件あります。

もう一件は、最寄りの交番にお伺いして、そういう状況があるので、例えば感情が高ぶって110番をした場合に、そこは対処をお願いしますねみたいな話を交番にしに行ったことがあるんですね。

昔、たしか交番の方が各家庭を訪問して、世帯状況とか家族構成とかを聞いて記録していたんですが、当時の記録で、私が子供の頃にこちらに引っ越してきたままのものが残っていて、それを追記してもらったんですね。そういった状況の家庭でも見守り、地域でも見守るというのが大事なのかなとは思っています。

そもそも、犯人検挙まで行くというのは対症療法なので、現状対策として、高齢者のお金の管理と、あとは何で振り込め詐欺はいけないのかというのは、今、反社会勢力の資金源になっているというのが一番の問題なんですけど、反社会勢力の執行部が出している振り込め詐欺の声明とかも非常に出来レース感があって、自分には関係ないみたいな、トカゲの尻尾切りみたいなものがあるって大変強い憤りを感じるわけですね。そういったものは、問題意識として持つておくというのは大事なのかなとは考えております。

以上です。

○A会長 ありがとうございます。

実体験にも基づいた貴重な具体的なご意見をいただいたかと思えますけれども、これはどうでしょうか。警察署で何かございますでしょうか。

○F氏（E委員代理） では、1点、警察では、こういった特殊詐欺の被害を受けないためには、まず電話に出ないということが肝要であると考えております。

今、警察で皆様方をお願いしていることの中に、まずご在宅でも電話は留守番電話に設定して、電話が鳴っても出ないでください。ただし、ナンバー・ディスプレイなどで、電話に出る前から、あらかじめ登録された知っている方からの電話なら出ていいですよ、それ以外の知らない番号、ましてや非通知などは絶対に出ないでくださいということで、電話の使い方をそもそもI的に変えていただきたいというお願いをしているところでございます。

ただ、人はやっぱり昔から慣れてきた使い方をいきなり変えるということとはできないと思いますので、今、警察でお勧めしておりますのが、先ほど杉並区からの自動通話録音機を無料貸し出

していますよというお話が出ましたが、それもありますし、もう一つ、NTT回線に限られてしまうんですけども、契約者、もしくはその家族の中に70歳以上の方がいらっしゃるお宅で、かつNTT回線のおうちでは、ナンバー・ディスプレイサービスとナンバー・リクエストサービス、この2つのサービスを無料で受けることが、実はできるんですね。

この2つのサービスに入るとどうなるかといいますと、まずはナンバー・ディスプレイ対応の電話機でしたら番号が表示される。そして、ナンバー・リクエストサービスに入ると、非通知の電話がかからないというメリットがありまして、試しにそういうナンバー・リクエストサービスに入った番号に非通知でかけてみると、「恐れ入りますが、186をつけて、またおかけ直してください」というNTT側のアナウンスが流れて、相手方にはつながらない仕組みになっております。

このように、電話が鳴っても出ないような方法で高齢者の方を特殊詐欺の被害から守っていきたいと警察では思っております。

○A会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

特殊詐欺は、大体、社会問題化してから20年ぐらい、大体2003年、4年ぐらいからこういうものが社会問題化してきて、今常識になっているにもかかわらずなかなか被害が減らないというところで、本当に皆様方は大変なご苦勞をされているところであるわけですが、ただ、一見すると、効果がないように見えて、逆に、本当に興味深いといいますか、地域の方の機転で迅速な犯人検挙につながったという事案をご紹介いただきましたけれども、地道な広報活動のおかげで、こういうときにおかしいんじゃないかということで、機転を利かせて対応して事件解決につながっているというようなことも一定数間違いなく起こっているわけですね。

ですから、そういったようなところに引き続き期待しながら、法的な犯罪対策というのは国で考えていただくことになるかと思っておりますけれども、地域の防犯活動としては、引き続きこういったような取組をしていただくということが大事なのかなと思った次第です。

すみません、私のほうで余計なことをしゃべり過ぎましたけれども、ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

荻窪警察署からのご報告をいただきまして、ありがとうございます。

では、引き続きまして、今度は(3)令和5年中の火災概要についてということで、これも各消防署となっていますけれども、取りまとめてお願いいたします。

○I氏(H委員代理) それでは、消防署から、今回は荻窪消防署で一括してご報告したいと思います。

それでは、お手持ちの資料8をご覧ください。

まず、表の説明なんですけれども、項目として、東京消防庁では、火災種別というのがございまして、建物火災、車両火災、その他火災、実際には航空機火災とか林野火災、船舶火災があり

ますけれども、ご承知のとおり、陸に囲まれた杉並ではございませんので、そこら辺は割愛しております。

次に、焼損床面積ですけれども、これは立体的に取る面積です。それを床面積として計上します。

そして、焼損表面積というのは、一面壁が燃えただけとか、そういうものについて統計的に処理したのが表面積で表しております。

死者、傷者は、そのとおりです。

そして、出火原因については、ここに示されているとおりです。

隣に行きまして、先ほど申したとおり、杉並消防署、荻窪消防署、この2つの合計数をまとめたのが杉並区（A+B）と表現されていますので、順次説明させていただきます。

まず初めに、杉並区荻窪消防署と杉並消防署が管轄しております表1のとおり、杉並区の火災発生件数は102件で昨年とほぼ同じ状況と言えます。建物火災件数は83件で、昨年同日より10件増となっております。10件増の影響としましては、先ほど申したように、焼損床面積及び焼損表面積がともに増加しており、このことが延焼火災が多く発生したという状況でございます。

そして、杉並区の火災による死者は、令和2年11月29日から1,091日間発生していませんでした。しかし、冒頭でも説明したとおり、令和5年11月26日に高円寺南の火災で1名の方が亡くなりました。これによって、火災による死者が杉並区では1,091日で途絶えたという状況です。

ただ、この火災による死者、これは自損、自殺を除いていますので、そういう状況です。

次に、出火原因について説明いたします。

出火原因に関する件数で一番多いのが、電気に関する状況が多い状況です。次に、たばこ、ガステーブル等、放火がございますけれども、これは年ごとに順位は変わりますが、発生件数に大きな差異は認められないという状況が出火原因の傾向でございます。

裏面をご覧ください。

消防の年末・年始の対策の動向です。

年末・年始にかけて、表2のとおり13か所、神社等、そこに消防隊、ポンプ車が出向して消防団と連携して、年末・年始の出火防止について警戒を行うことを予定しております。

消防からは以上です。

○A会長 ありがとうございます。

ただいまいただきましたご報告について、委員の先生方から何かございますでしょうか。

お願いします。

○Q委員 火災種別の「その他火災」というのは、具体的にはどういう事例になるんですか。

○I氏（H委員代理） 外でのごみ置き場の火災とか、簡単に言いますと、東京消防庁では、建物火災、車両火災、船舶火災、航空機火災、林野火災、これは山の火事ですけれども、それを除いたものが、全てその他火災というようなものになります。

以上です。

○A会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

3週間前に大変残念な出来事が起こってしまいましたけれども、ただ以前に比べると、これだけ1,091日も死者が出ないというのは、大変なご尽力のたまものであったかというふうに思います。引き続き、消防についても大変に重要な課題かと思しますので、適切に取り組んでいただきたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして用意させていただいた議事は終了ということになりますが、その他の事項、あるいは今までのところでも何かご意見を言い漏らしてしまったとか、ぜひというようなことがございましたら、遠慮なくお寄せいただければと思います。

お願いいたします。

○K委員 ごみの問題なんですけれども、指定場所にその曜日が決まっているんですが、それ以外のときに、ぼんぼん捨てていくというところがうちの町内で2か所ぐらいありまして、かなり貼り紙をしたりいろいろしていただいているんですが、なかなかなくなるというのが現状で、うちは中野区に近いものですから、車で通りかかって捨てていっちゃうとかあるようなんですね。ですから、どうやって減らしたらいいのかなということで頭を痛めておりますが、以前よりは半分ぐらいには減ったんですね、貼り紙だとか防犯カメラをつけたりして。ただ、やっぱりきれいにはなっていないというのが現状で、清掃事務所へ連絡して片づけていただいているというのが現状なんです。

もうこれは、モラルの問題ですね。恐らく幾らやってももう駄目だと言っても、いいだろうと、誰も見ていないから捨てていっちゃえとか、そういうことなんだと思いますが、引き続き、そういうところに貼り紙等をお願いしたいというふうに考えております。

○A会長 ありがとうございます。

これは清掃事務所から。

○杉並清掃事務所長 清掃事務所長の宮崎でございます。

ありがとうございます。もう清掃事務所にご連絡は恐らくいただいている、こちらでもしかるべき対応をさせていただいているんだと思うんですけれども、基本的には、そういったところに

についてはまず調査に入りまして、出ているものを開けさせていただいて、当然、排出された方を特定できれば個別にお尋ねをさせていただいて、指導等をさせていただいております。

先ほど委員おっしゃったとおりで、これはモラルの問題に尽きますけれども、清掃事務所としても、ここは粘り強く地道にやり続けるというのが、まず1つかなと思っていますので、またそういう場所があれば、何なりとこちらにおっしゃっていただければ、調査等に入って指導も実施していきますので、ご協力をいただければと思います。

ありがとうございます。

○A会長 ありがとうございます。

ほか、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

では、最後に、事務局からの連絡事項等ございますでしょうか。

○環境課長 特にございませぬ。

本日は、議事に対しまして丁寧にご協議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の本協議会の開催でございますけれども、来年度となる予定でございます。日程が決まりましたら、皆様にご連絡申し上げます。

あと、先ほど申し上げたアンケートにつきましては、来年の1月下旬頃に発送するということを考えてございますので、ご記入の上、ご返送のほうをよろしく願いをいたします。集計後、結果を改めて皆様にご通知をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○A会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会の議事は全て終了という形になります。

新任の会長でございまして、いろいろ至らぬ点もあったかと思っておりますけれども、それにもかかわらず円滑な議事進行、それから何よりも数々の貴重なご意見、ご質問等いただきまして大変ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の生活安全協議会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。